

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務委託  
公募型プロポーザル実施（募集）要領

## 1 事業の趣旨・目的

本業務は、バスの運行本数不足やタクシーの担い手不足により交通空白地等の課題を抱える裾野市において、移動に不安のある高齢者や通勤・通学における移動手段を確保し、持続可能な地域公共交通システムを検討するため実証運行を実施するものである。

令和7年度の実証・調査結果を踏まえ、定時定路線に加え「AI オンデマンドシステムを活用した区域運行」を組み合わせた公共ライドシェアを実証し、市民ニーズに即した効率的な運行計画や体制構築を支援するとともに、利用実績やコスト構造の分析等を行い、今後の公共交通システム全体を検証する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年2月5日まで
- (4) 契約上限額 11,539千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
ただし、資格者名簿に未登録の者に対しては、必要書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、プロポーザルに参加することができる。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。

- (7) 本事業と同種・類似の業務実施実績が3件以上あること。

#### 4 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所 市長戦略部都市計画課

電話 055-995-1829 F A X 055-994-0272

メールアドレス toshikei@city.susono.shizuoka.jp

- (2) 実施(募集)要領等の配布

ア 配布期間 令和8年6月26日から令和8年7月16日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、裾野市公式ウェブサイトの「裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務実施事業者募集 公募型プロポーザルの実施」からダウンロードすることができる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年7月9日から令和8年7月16日まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

#### 5 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和8年6月26日から令和8年7月2日午後5時必着

- (2) 質疑方法 持参、郵便又は電子メールにより、4の(1)記載の部署に提出すること。

- (3) 質疑様式等 様式任意。ただし、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを記載すること。

- (4) 回答日時 令和8年7月7日 午後4時

- (5) 回答方法 質問への回答は裾野市公式ウェブサイトの「裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務実施事業者募集 公募型プロポーザルの実施」に掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

#### 6 応募書類

- (1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

- イ 企画提案書（様式 2）
  - ウ 参考見積書
  - エ 共同企業体で参加の場合
    - （ア）共同企業体届出書兼委任状（様式 3）
    - （イ）共同企業体協定書
  - オ 「3 参加資格（7号）」の業務実施実績を確認できる書類（契約書の写し等）
  - カ 入札参加資格者名簿に登載されていない場合
    - （ア）登記簿謄本
    - （イ）財務諸表（直前の事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」）
    - （ウ）使用印鑑届（様式 4）
    - （エ）納税証明書その 3 の 3
    - （オ）裾野市の市税について滞納がないことの証明書
- ※裾野市に事業所（本店又は支店等）がある者のみ

## (2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。ただし、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

## (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成 28 年裾野市条例第 8 号）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙「情報公開基準」のとおりとする。

イ 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 7 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の日時

ア 日時 令和 8 年 7 月 27 日 ※時間は別途通知

イ 場所 裾野市役所 401 会議室

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーション：20 分程度、質疑応答：10 分程度
- ・ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

- ・ヒアリングを欠席した者は、企画提案（プロポーザル）を辞退したものとみなす。
- ・実施の順番、集合時間及び待機室等は、参加者に対して別途通知する。

(3) 評価方法

選定委員会にて、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(4) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3)の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超えているとき。

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市公式ウェブサイトの「裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務実施事業者募集 公募型プロポーザルの実施」において公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

9 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。
- (2) 受託者は契約代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約にあわせ納付しなければならない。ただし、裾野市契約規則第30条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (3) 契約代金額の支払は、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

10 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面により届出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 参加表明書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。

- (5) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合も本プロポーザル手続は実施する。